

国 地 契 第 1 4 4 号
平成 1 8 年 3 月 2 2 日

各地方整備局長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

標記について、「工事請負契約書」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 5 号の別冊）等の一部を下記のとおり改正し、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に締結される契約から適用することとしたので、通知する。

記

（工事請負契約書の一部改正）

第 1 「工事請負契約書」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 5 号の別冊）を次のように改正する。

第 3 4 条第 8 項、第 4 5 条第 3 項及び第 4 9 条第 3 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 4 パーセント」に改める。

（土木設計業務等委託契約書の一部改正）

第 2 「土木設計業務等委託契約書」（平成 7 年 6 月 3 0 日付け建設省厚契発第 2 6 号の別冊）を次のように改正する。

第 3 4 条第 6 項、第 4 1 条第 3 項並びに第 4 6 条第 1 項及び第 2 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 4 パーセント」に改める。

（建築設計業務委託契約書の一部改正）

第 3 「建築設計業務委託契約書」（平成 1 0 年 1 0 月 1 日付け建設省厚契発第 3 7 号の別冊）を次のように改正する。

第 3 4 条第 6 項、第 4 1 条第 3 項並びに第 4 6 条第 1 項及び第 2 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 4 パーセント」に改める。

（建築工事監理業務委託契約書の一部改正）

第 4 「建築工事監理業務委託契約書」（平成 1 3 年 2 月 1 5 日付け国官地第 3 - 2 号の別冊）を次のように改正する。

第 3 1 条第 3 項中「年 3. 6 パーセント」を「年 3. 4 パーセント」に改める。

○「工事請負契約書」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号の別冊）新旧対照表

新	旧
（前金払） 第34条 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 （履行遅滞の場合における損害金等） 第45条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 （解除に伴う措置） 第49条 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 4パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。	（前金払） 第34条 8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 （履行遅滞の場合における損害金等） 第45条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 （解除に伴う措置） 第49条 3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3. 6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

（下線部分が改正部分）

○「土木設計業務等委託契約書」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号の別冊）新旧対照表

新	旧
(前金払) 第34条 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (解除に伴う措置) 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。	(前金払) 第34条 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (解除に伴う措置) 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

(下線部分が改正部分)

○「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号の別冊）新旧対照表

新	旧
(前金払) 第34条 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (解除に伴う措置) 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.4パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。	(前金払) 第34条 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 [注] 前払金を支払わない場合は、この条を削除する。 (履行遅滞の場合における損害金等) 第41条 3 甲の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (解除に伴う措置) 第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額(第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額)を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

(下線部分が改正部分)

○「建築工事監理業務委託契約書」（平成 1 3 年 2 月 1 5 日付け国官地第 3 － 2 号の別冊）新旧対照表

新	旧
（履行遅滞の場合における損害金等） 第31条 3 甲の責に帰すべき事由により、第26条第 2 項若しくは第27条第 5 項の規定による業務委託料又は部分払金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年 3 . 4 パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。	（履行遅滞の場合における損害金等） 第31条 3 甲の責に帰すべき事由により、第26条第 2 項若しくは第27条第 5 項の規定による業務委託料又は部分払金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年 3 . 6 パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（下線部分が改正部分）